

医推 第 981 号
令和4年11月18日

各医療機関 ご担当者様

岡山県保健福祉部医療推進課長

医療機能情報提供制度に基づく法定報告（定期）について（依頼）

保健医療行政の推進につきましては、平素からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和4年度法定報告（定期）を次のとおり報告してください。医療機能情報提供制度は医療法第6条の3により報告していただくもので、報告していただいた情報は岡山県医療機能情報提供システム（おかやま医療情報ネット：<http://www.qq.pref.okayama.jp>）で公表されます。添付の手引き等をご確認いただき、ご報告よろしくお願いします。

記

- 1 報告期限 令和5年1月31日（火）
- 2 基準日 令和5年1月1日（日）
- 3 添付書類
 - ・システムでの報告方法（概要）
 - ・来年度の法定報告（定期）に向けた大切なお願い
 - ・システム（おかやま医療情報ネット）を用いた報告の手順について
 - ・入力事項に関する留意点
 - ・常勤医師等の取扱いについて
- 4 報告の方法 システムによる報告
<https://www.qq.pref.okayama.jp>（おかやま医療情報ネット）
- 5 注意事項
 - ・ 直近で「法定報告（変更）」を行っている場合にも、1月1日以降に改めて、「法定報告（定期）」としてご報告をお願いします。
 - ・ インターネット環境がない等の理由で、システム（おかやま医療情報ネット）経由の報告ができない場合は、下記連絡先までご相談ください。

【連絡先】

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県保健福祉部医療推進課医事班 担当：武久
TEL 086-226-7403

システムでの報告方法(概要)

岡山県医療機能情報提供システム(おかやま医療情報ネット)

http://www.qq.pref.okayama.jp

①「関係者ログイン」ボタンをクリックします。

機関コード: 0330000010(例)

パスワード: eL6zFfu7(例)

☐ パスワードを保存する
※保存すると、次回から機関コード、パスワードの入力を省略できます。

ログイン

②交付されているID、パスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

③「機関情報登録」メニューをクリックします。

④報告区分「定期報告(毎年定期的に報告する場合はこちらから)」を選択し、「報告する」ボタンをクリックします。

⑥審査結果メールによる通知の有無を選択し、「入力完了」ボタンをクリックすれば報告終了です。

⑤変更が必要な箇所のみ入力し、全項目の入力状況が「登録完了」になっていることを確認した上で、「申請へ」ボタンをクリックします。

重 要

来年度の法定報告（定期）に向けた大切なお願い

来年度以降の法定報告（定期）は、ご担当者さまのメールアドレスあてに依頼を送付する予定としております。

つきましては、下記画像のとおり、「1 連絡担当者」の「電子メールアドレス」欄への入力をお願い致します。既にご入力の場合でも、メールアドレスに誤りがないか今一度ご確認いただけますと幸いです。

（メールアドレスをお持ちでない場合は、空欄のままとしてください。）

岡山県救急医療情報システム
おかやま医療情報ネット

岡山県保健福祉部医療推進課 様 2022/11/01 09:39:19

[トップメニュー](#)>> [関係者メニュー](#)>> 機関情報登録（代行）

機関コード	1330001630	機関名	サンプル機関（病院）	入力状況	登録完了
-------	------------	-----	------------	------	------

内容を入力して、「一時保存」または「登録完了」ボタンをクリックしてください。
※本調査項目に変更がない場合も、「登録完了」ボタンをクリックしてください。

1 連絡担当者

本調査票の入力内容に関して、お問い合わせをさせていただき担当者を入力してください。

記入日(※)	2023/01/01		
記入者フリガナ			
記入者(※)			
役職名			
所属			
連絡先電話番号(※)		内線	
連絡先FAX番号			
電子メールアドレス			

「1 連絡担当者」の
「電子メールアドレス」は
必ず入力してください。

システム（おかやま医療情報ネット）を用いた報告の手順について

- (1) 「おかやま医療情報ネット」の URL (<https://www.qq.pref.okayama.jp>) にアクセスしてください。
(または、「岡山県」公式ホームページの「おかやま医療情報ネット」をクリックすると、上記 URL にアクセスできます。)
その後、画面下の「関係者ログイン」をクリックし、**医療機関 I D とパスワードを入力してログイン**して報告してください。
- (2) 配付済みの I D とパスワードを使ってログインします。
「機関コード」は、診療報酬において使用しているものとは異なりますので、御注意願います。
- (3) 「機関情報登録」で、「報告区分」の「定期報告（毎年定期的に報告する場合はこちらから）」を選択した上で、「報告する」ボタンをクリックします。
- (4) 前回の報告内容が表示されますので、**変更が必要な箇所のみ入力**します。
- (5) 医療機能項目の全項目の入力状況が「登録完了」になっていることを確認した上で、「申請へ」ボタンをクリックしてください。審査結果メールによる通知の有無を選択し、「入力完了」ボタンをクリックすれば報告終了です。
- (6) 一度も報告を行っていない医療機関は、初期値は空白ですので全ての項目を入力し、報告してください。入力の手順については、システム内関係者メニューの最下段に掲載している操作マニュアルを参考としてください。

入力事項に関する留意点

1 前年度実績に係る報告項目について

以下の項目については、令和3年4月1日～令和4年3月31日の状況を入力してください。

- ・薬事法に基づく治験の実施の有無及び契約件数
- ・対応することができる疾患
- ・治療内容の前年度件数
- ・前年度1日平均患者数
- ・前年度平均在院日数

3 標榜する診療科目について

診療科名として広告できる名称は、相当数存在するため、各医療機関の個別の診療科名と合致させることができない場合があります。システム上での入力の際に、貴医療機関の診療科名に該当する名称がない場合、最も近い(関係のある)診療科名にチェックし、「外来受付時間等に関する特記事項」欄へ貴医療機関の診療科名を入力してください。

4 許可・届出等が必要な項目について

報告項目の内、県、中核市、社会保険事務局等への許可・届出等が必要な項目については、必ずその内容を確認の上、許可・届出事項と異なる報告を行うことがないよう気を付けてください。

特に、医療機関の名称について誤った報告が多数見受けられます。再度、「開設許可申請書」又は「開設届」で確認のうえ、お間違えのないようお願いします。

5 対応することができる疾患・治療内容について

これらの項目については、診療報酬の算定にあたって施設基準の届出を行っている場合に限りまので、ご了承ください。なお、他の項目でも、施設基準が求められる項目については、同様の扱いとします。

また、リハビリ領域において、実施件数とは取り扱った実患者数とします。

6 非常勤医師等の常勤換算について

「6（1）医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類ごとの人数」または「7（1）医療機関の人員配置」に数値を入力する場合は、別紙「常勤医師等の取扱について」を参照願います。

常勤換算の結果、数値が0.1に満たない場合は0としてください。

別紙

◆常勤医師等の取扱いについて◆

1. 一日平均患者数の計算における診療日数

(1) 入院患者数

ア 通常の年は、365 日である。

イ 病院に休止した期間がある場合は、その期間を除く。

(2) 外来患者数

ア 実外来診療日数（各科別の年間の外来診療日数で除すのではなく、病院の実外来診療日数で除すこと。）

イ 土曜・日曜日なども通常の外来診療体制をとっている場合及び救急の輪番日などにより外来の応需体制をとっている場合は、当該診療日数に加える。

ウ 病院に定期的な休診日がある場合は、その日数を除く。

エ イに掲げる体制をとっていない場合で、臨時に患者を診察する場合は、診療日数に加えない。

2. 標準数の算定に当たっての特例

算定期間内に病床数の増減があった病院については、医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査の直近 3 カ月の患者数で算定するものとする。

ただし、変更後 3 カ月を経過していない場合は、通常のとおりとする。

※ 医療法施行規則は、前年度平均としているが、医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査の目的から、検査日以降の診療体制についても担保する必要があるための特例措置である。

3. 常勤医師の定義と長期休暇者等の取扱い

(1) 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。

ア 病院で定めた医師の勤務時間は、就業規則などで確認すること。

イ 通常の休暇、出張、外勤などがあっても、全てを勤務する医師に該当するのは当然である。

- (2) 病院で定めた医師の 1 週間の勤務時間が、32 時間未満の場合は、32 時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。
- (3) 検査日現在、当該病院に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者(3 カ月を超える者。予定者を含む。)については、理由の如何を問わず医師数の算定には加えない。
- (4) (3)にかかわらず、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労働基準法」という。)で取得が認められている産前・産後休業(産前 6 週間・産後 8 週間・計 14 週間)並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)等で取得が認められている育児休業及び介護休業を取得している者については、長期にわたって勤務していない者には該当しない取扱いとする。ただし、当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数が 3 人(医療法施行規則第 49 条の適用を受けた病院にあっては 2 人)を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。
- (5) 当該医師が労働基準法及び育児・介護休業法等(以下「労働基準法等」という。)で定める期間以上に産前・産後休業、育児休業及び介護休業(以下「産前・産後休業等」という。)を取得する場合には、取得する(予定を含む。)休業期間から労働基準法等で取得が認められている産前・産後休業等の期間を除いた期間が 3 カ月を超えるとときに、長期にわたって勤務していない者に該当するものとする。
- (6) 育児・介護休業法の規定に基づき所定労働時間の短縮措置が講じられている医師については、当該短縮措置が講じられている期間中(要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第 23 条第 3 項に規定する連続する 93 日の期間に限る。)、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱う。ただし、当該取扱いを受ける医師の実際の勤務時間に基づき常勤換算した員数と当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数を合算した員数が 3 人(医療法施行規則第 49 条の適用を受けた病院にあっては 2 人)を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。
- (7) 当該医師が育児・介護休業法で定める期間(要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第 23 条第 3 項に規定する連

続する 93 日の期間とする。以下同じ。) 以上に所定労働時間の短縮措置を講じられている場合には、当該短縮措置の期間から同法で取得が認められている短縮措置の期間を除いた期間が 3 カ月を超えるときに、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱わないものとする。

4. 非常勤医師の常勤換算

- (1) 原則として、非常勤医師については、1 週間の当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。ただし、1 週間の当該病院の医師の通常の勤務時間が 32 時間未満と定められている場合は、換算する分母は 32 時間とする。

なお、非常勤医師の勤務時間が 1 週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。

(例) 月 1 回のみの勤務サイクルである場合には $1/4$ を乗ずること。

- (2) 当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の 1 週間の勤務時間の 2 倍とする。

ア 当直医師とは、外来診療を行っていない時間帯に入院患者の病状の急変等に対処するため病院内に拘束され待機している医師をいう。

イ オンコールなど(病院外に出ることを前提としているもの)であっても、呼び出されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類(出勤簿等)が病院で整理されている場合は、その勤務時間を換算する。

ウ 病院で定めた医師の 1 週間の勤務時間が 32 時間未満の場合、当該病院の当直時の常勤換算する分母は、64 時間とする。

- (3) 当直医師の換算後の数は、そのまま医師数に計上すること。
- (4) 病院によっては、夕方から翌日の外来診療開始時間までの間で、交代制勤務などにより通常と同様の診療体制をとっている場合もあるが、その時間にその体制に加わって勤務する非常勤医師の換算は、(1)と同様の扱いとする。

なお、「通常と同様の診療体制をとっている場合」とは、夜間の外来診療や救命救急センターのほか、二次救急医療機関、救急告示病

院、精神科病院等において外来の応需体制をとっている場合とするが、具体的には、日中の診療時間帯に稼働している全部署（医師をはじめ薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師等）の従業者の配置まで求めるものではなく、夜間の入院患者の対応に支障を来さない形で外来の救急患者に対応できるよう従業者を配置するものであること。

5. 医師数を算定する場合の端数処理

医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査における病院の医師の員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 病院に置くべき医師の員数の標準の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。

(例) 一般病床で患者数 106 人の場合

算定式： $(106 - 52) \div 16 + 3 = 6.375$ 人

- (2) 病院における医師の員数の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。

- (3) (2)において非常勤医師が複数いる場合には、非常勤医師全員の 1 週間の勤務時間を積み上げた上で、当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。

その際、1 週間の勤務時間が当該病院の医師の通常の勤務時間を超える非常勤医師がある場合には、その者は当該病院の医師の通常の勤務時間を勤務しているものとして計算するものとする。

また、非常勤医師の勤務時間が 1 ヶ月単位で定められている場合には、1 ヶ月の勤務時間を 4 で除して得た数を 1 週間の勤務時間として換算するものとする。

(例)

常勤医師…5 名 (週 36 時間勤務)

非常勤医師… (週 36 時間勤務により常勤換算)

A 医師 週 5.5 時間 B 医師 週 8 時間

C 医師 週 16 時間 D 医師 週 20 時間

$A + B + C + D = 49.5$ 時間 $49.5 \text{ 時間} \div 36 \text{ 時間} = 1.375$

実人員： $5 + 1.375 = 6.375$ 人

6. 他の従業者の取扱い

(1) 準用

医師以外の従業者の員数等の算定に当たっては、上記 1 から 4 まで (3(4)ただし書及び(6)ただし書を除く。)を準用する。

なお、常勤換算に当たっては、通常の勤務か当直勤務かにより取扱いが異なっている。例えば、看護師などで三交代制等の場合の夜勤の常勤換算の分母は、病院で定めた 1 週間の勤務時間となるが、当直の場合の常勤換算の分母は、病院で定めた 1 週間の勤務時間の 2 倍となる。

(2) 従業者数を算定する場合の端数処理

医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査においてその員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1) 標準数は、個々の計算過程において小数点第 2 位を切り捨て、最終計算結果の小数点第 1 位を切り上げ、整数とする。
- 2) 従事者数は、小数点第 2 位を切り捨て、小数点第 1 位までとする。
- 3) 非常勤の他の従業者が複数いる場合、上記換算する際の端数処理は、個人毎に行うのではなく非常勤の他の従業者全員の換算後の数値を積み上げた後行うこと。

ただし、1 人の従業者について換算後の数値が 1 を超える場合は、1 とする。

(例)

A : 0.04…、B : 0.19…、C : 1.05→1

A+B+C=1.23… → 1.2

7. 施行期日

上記の取扱いについては、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、産前・産後休業、育児休業、介護休業及び所定労働時間の短縮に係る医師等従業者の員数の算定については、適切な医療の提供体制を確保する観点から、必要に応じて見直すこととする。